

Title	二〇〇一年行政事件訴訟法の草案と概説(一)
Sub Title	Entwurf 2001 einer Verwaltungsprozeßordnung von Prof. Kimura
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.1 (2001. 1) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二〇〇一年行政事件訴訟法の草案と概説(一)

木村 弘之 亮

日本国民は「失われし権利の回復」を行政法の分野において強力に推進する必要がある。二〇〇一年初頭のマニフェストである。一掃すべき過去の遺風は官僚法学である。一九六二年に公布された行政事件訴訟法は、実効的な権利保護機能を果たしておらず、憲法の保障する裁判を受ける権利を蔑ろにしている、と今日しばしば批判されている。その最大の原因は、当時立法に参画した法律家が、信じ難いことに、国民を「行政客体」と位置づけ、憲法上保障された権利の主体として扱わない行政法体系を構築していたことに求められるかのようなのである。日本国憲法の採用した基本的価値判断の陽光が、行政事件訴訟法に燦々と放射されることはなかった。

しかし、同法制定過程を含め、四〇年を経過しようとする、二一世紀初頭において、国民は、新たに「公権宣言」をなし、公法上の、とりわけ行政法上の権利を有する「主体」である、ことを確認したい。

二一世紀の行政事件訴訟法は、個人の尊厳、幸福追求権、生存権をはじめとする、国民の権利保護をその第一次目的とすべきであろう。この目的を達成するために、人々は確かに、「法の支配」、「法治国の原則」、「法治行政の原則」、「行政の法律適合性の原則」といった説明概念を道具として用いることができる。「行政事件訴訟法」の第一次目的は、しかし、「行政行為の違法性」「行政行為の合法性」を審理することではなく、これらの審理を

通して国民の権利を保護することにある。ましてや、行政事件訴訟法は、個々の公務員の責任追究を目的とするのではなく、国民の権利保護を主たる目的とする。これに加えて、二一世紀の行政事件訴訟法は、前世紀には司法統制の対象から除外されていた行政内部行為、法規定（政省令等）、通達、行政計画策定について、その有効性を審査対象に含めている。ただし、これらの行政活動による自己の権利の侵害を主張する申立人が、この行政事件訴訟法に基づいて申立てを提起することができる。その限りにおいて、行政事件訴訟法の第二次目的は、行政活動の合法性ないし有効性に関する司法統制にもある。

行政事件訴訟法により保護されうる国民の有する「権利」のもとで、行政実体法上の権利、行政手続法上の権利、行政事件訴訟法上の権利のみならず、憲法や民法によつて保障されている権利もまた理解されうるであろう。しかし、その重点は前三者に置かれることは、いうまでもないであろう。このいわゆる「公権」の範囲は、近時、行政行為の名宛人にかかる権利のみならず、二重効果を有する行政行為により事実上の利益を損なわれる場合の「権利」に拡大され、さらには法規定（行政計画、法規命令等）の有効性の存否により不服を感じる場合に侵害される「権利」にも及んでいるまたは及ぼすべきであろう、と考えられている。

この「権利」について一言すると、大日本帝国憲法下に制定された行政裁判所法は「権利の毀損」をうけた者に原告適格を賦与していた。ところが、日本国憲法下に制定された行政事件訴訟法は「法律上の利益を有する者」に原告適格を賦与し、その結果、行政権利保護を求める者は、行政事件訴訟上権利の担い手（権利主体）としての地位からとなく追いやられている。「失われし権利」の回復が大きな目標である。原告適格（ないし申立適格）に関する苛酷な要件が、事実上裁判所の門を固く閉ざしている。

従前の通説は、「行政客体」たる国民にこのような「包括的広範な権利」を賦与してきたわけではなく、行政行為のうち「処分」だけを取消の訴えの対象に据え、係争の行政行為が国民の権利自由にいかに影響を及ぼそう

とも、その行政行為が「処分」に該当しない場合には、国民の権利保護を認めようとしなかった。「極小化された処分」概念は、二〇世紀末に至るまで、まさにアクチオ法の機能を立派に果たしてきた。これと対照的に、本草案にいう行政行為とは、国民の「権利」を侵害または授益しうる行政活動のうち、規範統制手続及び内部行為統制手続によりコントロールをうけるものを除外したものをいう（ここでは統治行為論を度外視する）。行政行為概念が行政事件訴訟においてアクチオと類似の役割を果たさないようにするには、「行政行為」概念は、前記のごとく、広範囲に画すべきであろう。

国民は、憲法を具現化する行政法を理論構築し、憲法上保障された基本権及び各種の権利を行政法のレベルにおいても享受し、従って行政事件訴訟法上もその権利保護を請求しえてしかるべきであろう。

ここに提案する「二〇〇一年行政事件訴訟法」草案は、このような目的を實現しうる道具となりうるよう、様々な制度を装備している。

一に、転輒機としての「事件の分配」という制度である。受訴裁判所は、訴えを受けたとき、まず初めに、その法的紛争の手続を民事事件の途に進めるべきか、行政事件の途に進めるべきか、憲法事件の途に進めるべきか、あるいは刑事事件の途に進めるべきかについて、転輒機を用いて、決めるべきであろう（事件の分配。いわゆる権利救済の途）。民事事件として提訴された紛争が、第三審である最高裁において、行政事件として提訴すべきであったから、という理由で退けられる、といった不都合・不合理な裁判例が散見される。提訴された争訟は、まず、いずれの類型の事件（民事事件、行政事件、憲法事件、刑事事件等）に分配されるべきかについて、裁判所が提訴を受けた事件を一義的に分配し、必要な場合には管轄裁判所に移送すれば、かかる不合理はいと容易く避けることができる。問題解決のための道具が、現行の裁判所法及び行政事件訴訟法に欠けている。そのため、長年にわたって行政事件訴訟法は国民の権利保護を救済しない、と批判を受けていたのである。

二に、原告適格（ないし申立適格）は、それぞれの訴訟類型ごとに、その特質を考慮に入れて、理論構成すれば足りる。例えば、原告（ないし申立人）が係争の行政行為等に対し不服を感じると主張すれば、原告適格（ないし申立適格）を肯定する、といった仕組みもありうる。しかし、前述の理由から、「包括的広範囲な」権利を原告（ないし申立人）が係争の行政行為または法規定若しくは行政内部行為によって侵害されていると主張し、かつ疎明すれば、原告適格（ないし申立適格）は、肯定しようと理論構成することもできるであろう。

このようにするなら、国民の裁判所へのアクセスは大幅に改善されることになり、苛酷にすぎる訴え却下の大多数は、ひとまず助けられるであろう（門戸解放）。

三に、訴訟類型は、訴訟法一般に倣っている。国民は、国家によって支配される客体ではなく、国家という公共団体と同様、行政法上も権利主体である（従って、被告は国又は地方公共団体等、公法上の法人）。そのため、両者は行政事件訴訟法上、対等当事者の関係にある。その限りにおいて、行政実体法における国（行政庁）と国民の関係を支配服従関係・権力関係として把握するかまたは対等の法律関係として理解するかをここではさておくとしても、行政実体法における支配服従関係・権力関係を、そのまま訴訟法においても引き継ぐことを前提とする抗告訴訟は、放逐されるべきである。行政事件訴訟法の領域においても原告と被告が対等の当事者として対峙する、と理論構成がなされるべきである。その限りにおいて、給付訴訟、形成訴訟及び確認訴訟が、民事訴訟法におけると同様、行政事件訴訟においても使用可能である。ただし、申請に係る行政行為が不作為であるケースにおいては、義務づけの訴え（給付訴訟の亜種）は有用である。これと類似して、申請に係る行政行為が拒否されたケースでは、取消の訴えは、義務づけの訴えと対になってはじめて、国民の権利を保護しうるパターンであるので、あらたに義務づけの訴えが導入される。

このようにするなら、大多数の国民および法律家（弁護士、裁判官など）は、親しみのない、不慣れな訴訟類

型（すなわち、抗告訴訟、民衆訴訟、当事者訴訟、機関訴訟）にとまどうこともなくなるであろう。

四に、取消の訴えの対象（対象適格、訴訟の対象）の範囲に、本来の「処分」のほかに、行政計画、ある種の通達、一般処分、行政指導等々が含まれるか否かについて、学説及び裁判例において論争が、従来みられた。その際、事件の成熟性が、判定基準として用いられることもあった。しかし、訴訟法上周知の「裁判をするのに熟する」概念ではなく、「事件の成熟性」概念は、国民の「不服の感情」から遠くかけ離れた説明概念であり、国民の不服感情を逆なでするに寄与してきたに留まるのではなからうか。

このため、従前から問題の多い「対象適格」を極力避け、事物管轄の新たなカテゴリーを前面に押し出し、かかる問題を抜本的に解決するほうが、遙かに国民の権利保護は保障される、少なくとも保障の機会は確保されよう。規範統制手続がそれである。法規命令（政省令）、行政命令（通達）、法律に基づく条例及び計画策定は、それらの事物管轄を明定することにより、司法審査に服することになり、これにより国民の権利保護は、保障される。

これと類似して、行政内部行為には、司法の統制（法の支配）は原則として及ばないとされてきたが、この仕組みに少しく風穴を開ける必要もあろう。その例外は、住民訴訟であった（地方自治法第二四二条の二）。この種の住民訴訟の対象を、国レベルの行政内部行為に拡大することが必要である（参照、行政事件訴訟法第五条、第四二条）。法律に基づく適正な行政執行を求める請求権（適正行政執行請求権）がここでは侵害される。ここでも事物管轄の新しいカテゴリーが問題である。

五に、原告適格（ないし申立適格）及び訴えの対象適格の範囲が、前叙のようにして、拡大されることによって、裁判所の本案処理事件が急増するであろう。このため、裁判所の仕事負担増に備えて、「略式判決」の制度が準備されている。裁判所への門前払いではなく、本案の判決と同じ効力を有するこの「略式判決」は、一定の

要件のもとで、口頭弁論を経由することなく、市民裁判員の協力を得ずに、判決されるものである。

六に、仮の権利保護及び裁判後の執行に関する規定が、現行法では不備である。執行停止の効力についても、事案の特殊事情に適合する、きめ細かな規定を提案する。原則は、執行停止であるが、特則として、租税事案等については、執行不停止とその例外を規定している。行政実体法上権力を行使しうる国等の行政庁に対し、国民が行政事件訴訟法上対等の当事者として対峙しうるには、仮処分命令と執行停止の制度が訴訟法上国民の利益のために整備されなければならないであろう。そもそも、行政行為が、判決に関する理論構成にならって、理論構成されているのであるから、行政行為が行政不服申立または行政事件訴訟の対象に持ち込まれている間、執行停止の効力は原則として働いて差し支えないのである。

七に、行政事件を裁判する権限（行政裁判権）を有する裁判所は、最高裁判所とそれのもとにある、高等裁判所及び地方裁判所とからなる。一に、直ちに行政裁判所（さらには高等行政裁判所）を全国に設置することは、容易ではないであろうから、当分の間、各通常裁判所に付設する「行政部」（専門部）をもって行政裁判所に代えることとする。二に、行政法に通暁する多数の職業裁判官を直ちに見いだすことは、困難であるから、当分の間、法律に定める適格の行政法教授を兼務裁判官として用いようとする。行政法及び行政実務に通暁しない裁判官が、通常裁判権のほか、行政裁判権を行使することは、差し控えるべきであろうといわれているからである。

八に、参審制のもとで市民裁判員を投入する。市民の裁判過程への参加と評決権賦与により、常識はずれの結果を示すと評されることのある裁判例は、素人裁判員の良心と良識という濾過を通して、低減するであろう（市民参加型司法）。それと同時に、成熟した「市民」が、市民裁判員の活動を通して、次第に育成されるであろう。市民社会の成熟化は、二一世紀の課題のひとつである。さらに、従来「常識はずれの結果を示すと評されることのある裁判例」についても、職業裁判官が市民としての市民裁判員に対し、「説明責任」を尽くすことを通じて、

ひとつとはそうした裁判例についても理解を容易にしうることとなる。これとは逆に、市民が市民裁判員として職業裁判官に対し自己の態度を表明し、評議を交わし、そして説得することも大いにありうるであろう。裁判書の内容が、市民（市民裁判員）から容易に理解と納得を得られるように、改善されることも期待されるであろう（説明責任）。司法に理解を示し裁判に関与する市民の層が厚みをますことは、司法の民主主義の重要な礎のひとつである（司法の民主化）。

九に、国民の権利保護と裁判の迅速化のために、新たな訴訟代理人・補佐人制度を行政事件訴訟法に導入すべきである。この場合において、行政法や社会法に通曉した法律家が、弁護士と並んで、訴訟において代理権を認められる。弁護士が行政法や社会法に通曉しない場合、その弁護士が国民の権利保護に奉仕しうるといえるであろうか。司法試験科目から行政法、社会法が除外されているからである。しかし、他方で、行政法、社会法に通曉した法律家（行政書士、税理士、社会保険労務士等）で法廷活動をなす能力を有するものを教育するための環境を構築しなければならないであろう。

さらに、高等裁判所および最高裁判所における弁護士強制制度が必要であろう。法律扶助制度を背景に、実効性のある権利保護と裁判の迅速化が、これにより図られる。

十に、行政事件訴訟においても、情報、証拠は最大の攻撃武器のひとつである。ところが、国又は地方公共団体その他の公法上の法人のもとにある各種の情報及び証拠方法（証拠物件）を、原告国民の側で民事訴訟の例により収集することは、容易でない。迅速な証拠調べによる真実の探求は、行政事件訴訟においては、民事訴訟にまさって、重要かつ必要であろう。職権探知主義に勝るルールが、別に確立しているならば、又は、別なルールを提案しうるならば、それを導入して差し支えない。次善の得策として、ここでは職権探知主義を採用する。さらに、司法共助と並んで行政共助もまた有用であろう。

十一に、仮の権利保護制度は充実すべきであろう。他方で、エネルギー政策、先端技術振興政策、安全保障政策、外交政策の分野において、執行停止又は仮処分の頻発により公共の福祉に重大な影響があらわれる虞のあるとき、内閣総理大臣が非常手段を講じうる道具が、必要である。リスク社会には、安全弁が不可欠である。

最後に、しかし劣後するものではないが、訴訟手続の迅速化と簡素化並びに徒な長期化を防止するため、各種の措置が講じられている。審級管轄、集中審理、モデル手続及び略式判決がその例である。上告の制限のほかに控訴の制限により、裁判所の負担軽減と裁判の迅速化および弁論の集中を図ることとする。さらに、不服申立制度は、処分庁が不服申立を容認して係争の行政行為を是正・更正しない場合には、そのまま引き続いて直近上級庁がその不服申立を審査し、容認または棄却の判決をなす（事実上の二審制）。これにより、不服申立の二審制から生ずる諸問題（長期間の解決等）は緩和されるであろう（前置手続の迅速化と簡素化）。

「二〇〇一年行政事件訴訟法」草案とその目次は、次に掲げるとおりである。なお、この草案の提案理由は、近く、別の機会を得て、紹介する。

目次	
第一編 総則	
第一条 (この法律の趣旨)	第四条 (行政裁判権のある裁判所と審級)
第二条 (解釈規定)	第五条 (専門部の設置と廃止)
	第六条 (地方裁判所に属する部の構成)
第二編 裁判所の構成	第七条 (単独裁判官)
第一章 裁判所	第八条 (高等裁判所に属する部の構成)
第三条 (独立)	第九条 (司法共助及び行政共助)
	第二章 裁判官
	第一〇条 (本務裁判官・終身任命)

- 第一条 (兼務裁判官)
 - 第二条 (判事補・受託裁判官)
 - 第三章 市民裁判員
 - 第三条 (法的地位)
 - 第四条 (要件)
 - 第五条 (除斥事由)
 - 第六条 (障害事由)
 - 第七条 (拒否事由)
 - 第八条 (解任)
 - 第九条 (選任)
 - 第二〇条 (選任委員会)
 - 第二一条 (市民裁判員の員数)
 - 第二二条 (候補者名簿)
 - 第二三条 (選任手続)
 - 第二四条 (招集順序と予備名簿)
 - 第二五条 (補償手当)
 - 第二六条 (過料)
 - 第二七条 (高等裁判所での市民裁判員)
 - 第四章 行政事件の分配及び管轄
 - 第二八条 (事件の分配)
 - 第二九条 (事件の分配についての裁判)
 - 第三〇条 (行政事件の分配)
 - 第三一条 (移送の効果、費用)
 - 第三二条 (取消しの訴え・義務つけの訴え)
 - 第三三条 (確認の訴え)
 - 第三四条 (訴えの客観的併合)
 - 第三五条 (行政庁の手続行為に対する権利救済)
 - 第三六条 (地方裁判所の事物管轄)
 - 第三七条 (高等裁判所の審級管轄)
 - 第三八条 (内部行為統制手続に関する高等裁判所の管轄)
 - 第三九条 (規範統制手続に関する高等裁判所の管轄)
 - 第四〇条 (計画策定手続に関する高等裁判所の管轄)
 - 第四一条 (最高裁判所の管轄―上訴)
 - 第四二条 (始審かつ終審の最高裁判所の管轄)
 - 第四三条 (結社禁止の訴えに関する手続の中断)
 - 第五章 土地管轄
 - 第四四条 (地方裁判所の土地管轄)
 - 第四五条 (管轄裁判所の指定)
- 第三編 手続**
- 第一章 一般的手続規定
 - 第四六条 (裁判所職員の除斥及び忌避)
 - 第四七条 (送達)
 - 第四八条 (多数当事者手続における公示送達)
 - 第四九条 (期間)
 - 第五〇条 (権利救済の教示)
 - 第五一条 (行政庁の教示義務)
 - 第五二条 (期間徒過の原状回復)
 - 第五三条 (当事者能力)
 - 第五四条 (訴訟行為能力)
 - 第五五条 (当事者)
 - 第五六条 (訴えの主観的併合)

- 第五七条 (訴訟参加)
第五八条 (参加人の地位)
第五九条 (訴訟代理人及び補佐人)
第六〇条 (共同代理人)
第二章 取消の訴え及び義務づけの訴えに関する特別規定
第六一条 (不服申立前置手続)
第六二条 (不服申立前置手続の開始)
第六三条 (不服申立の形式と期間)
第六四条 (聴聞)
第六五条 (不服容認裁決)
第六六条 (不服審査裁決)
第六七条 (出訴期間)
第六八条 (不服審査裁決を要しない訴え―不行為の訴え)
第六九条 (不服申立手続の排他性)
第七〇条 (被告)
第七一条 (取消の訴えの対象)
第七二条 (執行停止の効力―即時執行命令)
第七三条 (二重効果を有する行政行為の場合の仮の権利保護)
第七四条 (執行停止効果の消滅及び継続) : (以上本号)
第三章 第一審裁判所における手続
第七五条 (訴えの提起)
第七六条 (訴状の内容)
第七七条 (管轄)
第七八条 (略式判決)
第七九条 (訴状の送達)
第八〇条 (職権探知主義―証拠申出―準備書面)
第八一条 (口頭弁論の準備)
第八二条 (裁判長の裁判)
第八三条 (時機に遅れた攻撃防御方法の排除)
第八四条 (訴えの請求に対する拘束)
第八五条 (反訴)
第八六条 (訴訟係属)
第八七条 (訴えの変更)
第八八条 (訴えの取下げ)
第八九条 (手続の併合又は分離、関連請求)
第九〇条 (モデル手続)
第九一条 (手続の中断)
第九二条 (本人出頭)
第九三条 (直接の証拠調べ)
第九四条 (証拠収集の当事者開示)
第九五条 (証拠調べ)
第九六条 (行政庁の文書提出義務及び情報提供義務)
第九七条 (記録の閲覧)
第九八条 (口頭弁論主義)
第九九条 (呼出)
第一〇〇条 (口頭弁論の進行)
第一〇一条 (紛争事件の討議)
第一〇二条 (口頭弁論調書)
第一〇三条 (和解)
第四章 判決及びその他の裁判
第一〇四条 (終結判決)
第一〇五条 (自由心証主義)

- 第一〇六条〔中間判決〕
 - 第一〇七条〔事情判決〕
 - 第一〇八条〔一部判決〕
 - 第一〇九条〔原因判決〕
 - 第一一〇条〔判決裁判所の構成〕
 - 第一一一条〔取消の訴え及び義務づけの訴えの場合の判決〕
 - 第一一二条〔行政庁の裁量〕
 - 第一一三条〔不服審査裁決の取消の訴え〕
 - 第一一四条〔判決の告知と送達〕
 - 第一一五条〔判決書の形式と内容〕
 - 第一一六条〔判決の訂正〕
 - 第一一七条〔事実の訂正を求める申立て〕
 - 第一一八条〔判決の補充〕
 - 第一一九条〔判決の実質的既判力〕
 - 第二〇二条〔決定の準用規定〕
 - 第五章 仮処分
 - 第二二一条〔仮処分命令〕
 - 第二二二条〔内閣総理大臣の異議〕
- 第四編 上訴及び再審
- 第一章 控訴
- 第二二三条〔控訴の受理―受理理由〕
 - 第二二四条〔控訴の受理手続〕
 - 第二二五条〔控訴手続―不受理抗告〕
 - 第二二六条〔取下げ〕
 - 第二二七条〔附帯控訴〕
- 第二二八条〔審理の範囲―新たな提出〕
 - 第二二九条〔新しい説明と証拠方法〕
 - 第三〇〇条〔申立てに対する拘束〕
 - 第三〇一条〔破棄差戻し〕
 - 第三〇二条〔決定による全会一致の裁判〕
 - 第三〇三条〔引用判決〕
- 第二章 上告
- 第三〇四条〔上告の受理〕
 - 第三〇五条〔不受理抗告〕
 - 第三〇六条〔飛躍上告〕
 - 第三〇七条〔控訴禁止の場合の上告〕
 - 第三〇八条〔上告理由〕
 - 第三〇九条〔絶対的上告理由〕
 - 第三一〇条〔期間―形式―理由書提出〕
 - 第三一一条〔取下げ〕
 - 第三一二条〔上告手続〕
 - 第三一三条〔訴えの変更・訴訟参加の不許〕
 - 第三一四条〔適合要件の審査〕
 - 第三一五条〔上告についての裁判〕
- 第三章 抗告
- 第三一六条〔抗告の適法性、許可抗告〕
 - 第三一七条〔抗告の提起〕
 - 第三一八条〔地方裁判所による更正又は高等裁判所への移送〕
 - 第三一九条〔執行停止の効力〕
 - 第三二〇条〔決定による裁判〕
 - 第三二一条〔異議の申立〕

第一五二条 (最高裁判所への抗告の禁止)

第四章 再審

第一五三条 (再審)

第五編 費用及び執行

第一章 費用

第一五四条 (費用負担義務の原則)

第一五五条 (一部勝訴・取下げ、回復、移送、故意過失の場合の費用負担義務)

第一五六条 (即時認諾の場合の費用負担義務)

第一五七条 (費用の裁判に対する取消請求)

第一五八条 (共同訴訟の場合の費用負担義務)

第一五九条 (和解の場合の負担)

第一六〇条 (費用裁判・解決・不作為の訴え)

第一六一條 (償還を受けうる費用)

第一六二条 (費用の確定)

第一六三条 (費用確定の異議の申立)

第一六四條 (訴訟上の救助)

第二章 執行

第一六五条 (適用規定・管轄・仮の執行権)

第一六六条 (債務名義)

第一六七条 (公法上の権利主体のための執行)

第一六八条 (公法上の権利主体に対する執行)

第一六九条 (執行文)

第一七〇条 (行政庁に対する罰金刑)

第六編 経過規定

第一七一条 (民事訴訟法及び裁判所法の準用)

第一七二条 (行政裁判所)

第一七三条 (憲法裁判所)

第一七四條 (最高裁判所規則への委任)

第一七五條 (施行期日) …… (七四卷二号)

第一編 総則

第一条 (この法律の趣旨)

この法律は、国、地方公共団体その他の公法上の法人(以下単に「国等」という。)の行政活動に関し、権利の侵害を主張する国民に対して、広く国等に対する訴えのみちを開くことによつて、国民の権利自由を保護することを目的とする。

第二条 (解釈規定)

① この法律のいかなる規定も、憲法の精神に則り、各行政分野の基本法の趣旨を斟酌して、解釈しなければならない。

② 市民裁判員もまた、法令を解釈し、事実を認定するに当たり、その良心に従い、独立してその職務を遂行し、憲法及び法律にのみ拘束される。

第二編 裁判所の構成

第一章 裁判所

第三条（独立）

行政庁から分離した裁判所が、行政事件（第三条第一項）を裁判する権限（これを「行政裁判権」という。）を行使する。

第四条（行政裁判権のある裁判所と審級）

行政裁判権のある専門部（以下単に「部」という。）は、憲法に定める最高裁判所のもとに、高等裁判所及び地方裁判所に置く。

第五条（専門部の設置と廃止）

次に掲げる事項は、別に法律でこれを定める。

- 一 地方裁判所又は高等裁判所に属する部の設置及び廃止
- 二 裁判所に属する部の所在地の異動
- 三 裁判所に属する部の管轄区域の変更
- 四 数個の地方裁判所の管轄区域にわたる、各専門分野を、一の地方裁判所に属する部に配分すること

五 地方裁判所又は高等裁判所に属する部（巡回部を含む。）を、他の場所に設置すること

六 従来の規定によれば管轄が成立しない場合に、第一号、第三号及び第四号による措置があるとき、係属手続を他の裁判所に移送すること

第六条〔地方裁判所に属する部の構成〕

① 各地方裁判所に属する部は、部長及び相応な員数の裁判長その他の裁判官でこれを構成する。

② 地方裁判所に、部を置く。

③ 地方裁判所の部は、一人の裁判官が裁判する場合を除くほか、三人の裁判官及び二人の市民裁判員の構成で、裁判をする。ただし、口頭弁論を経ない決定及び略式判決（第七八条）に市民裁判員は関与しない。

第七条〔単独裁判官〕

① 部は、次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、通例、その構成員の一人を単独裁判官として法的紛争を裁判するよう委託するものとする。

一 事件が事実上又は法律上の観点から特に難しくなくとき。

二 法律問題が基本的な意義をもたないとき。

判事補は任命から五年以内には単独裁判官になることはできない。

② 法的紛争は、すでにその部において口頭弁論が行われた場合には、一人の裁判官に委託してはならない。ただし、その間に一部判決又は中間判決若しくは事情判決がなされたときは、その限りでない。

③ 訴訟状態が著しく変化して、その法的紛争が基本的な意義をもつに至ったか又はその事件が事実上又は法律上の観点から特に難しくなったとき、単独裁判官は、当事者を尋問した後、法的紛争を部に差し戻すことができる。

④ 第一項及び第三項による決定に対しては、不服を申し立てることができない。単独裁判官への委託をしないことを理由に、法的救済を提起することはできない。

第八条 〔高等裁判所に属する部の構成〕

- ① 高等裁判所に属する部は、部長及び相応な員数の裁判長その他の裁判官からなる。
- ② 高等裁判所に、部を置く。
- ③ 高等裁判所に属する部は、三人の裁判官及び二人の市民裁判員の構成で、裁判をする。口頭弁論を経ない決定及び略式判決（第七八条）に市民裁判員は関与しない。

第九条 〔司法共助及び行政共助〕

すべての裁判所及び行政庁は、行政裁判権のある部に対して、司法共助及び行政共助をする。

第二章 裁判官

第一〇条 〔本務裁判官・終身任命〕

裁判官は、第一一条及び第二一条において別段の定めがある場合を除いて、裁判所法第四二条から第四三条までの規定に基づいて、終身任命される。

第一一条 〔兼務裁判官〕

高等裁判所及び地方裁判所においては、他の裁判所の終身任命された裁判官及び別に法律で定める適格行政法教授を、その本務の任期中二年以上一定の期間、兼務裁判官に任命することができる。

第二二条 〔判事補・受託裁判官〕

地方裁判所においては、判事補又は受託裁判官を用いることができる。

第三章 市民裁判員

第一三条〔法的地位〕

市民裁判員は、裁判官と同等の権利をもつて、口頭弁論、評議及び評決に関与する。

第一四条〔要件〕

市民裁判員は日本国民であることを要する。市民裁判員は、年齢満三〇才以上の者で、その選任の前一年間引き続きその裁判所の管轄区域内に住所又はその者の就業場所を有するものとする。

第一五条〔除斥事由〕

次の者は、市民裁判員の職から除斥する。

一 判決の結果、公職につく資格を失った者、又は故意若しくは過失による犯行により禁錮六月以上の刑を言い渡された者

二 公職につく資格の喪失を生ぜしめるおそれのある犯行を理由に、起訴された者

三 地方公共団体の議会の議員の選挙権（公職選挙法第九条第二項）を有していない者

第一六条〔障害事由〕

次の者は、市民裁判員に招聘することができない。

一 国会、地方公共団体の議会、中央政府又は地方公共団体の政府の構成員

二 裁判官

三 国家公務員及び地方公務員

四 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員

五 弁護士、公証人その他第三者のため法律事務を処理することを業とする者

第一七条 (拒否事由)

① 次の者は、市民裁判員職の招聘を拒むことができる。

一 参審員及びその他の市民裁判員

二 行政裁判権のある裁判所に市民裁判員として、四年間以上勤務した者

三 医師、看護人、助産婦

四 薬剤師を雇用していない主任薬剤師

五 年齢満七十歳を超える者

② 前項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合には、申立てにより、その職を引き受けることを免ずることができる。

第一八条 (解任)

① 市民裁判員は、次のいずれかの場合には、その職を解かれる。

一 第一四条から第一六条までの規定により、招聘することができなくなったとき、又は招聘することができなくなるとき

二 職務上の義務に著しく違反したとき

三 第一七条第一項の規定による拒否の事由を主張するとき

四 職務の遂行に相応な精神的又は肉体的能力をもはや保持していないとき

五 裁判所の管轄区域に住所又は就業場所を有しなくなったとき

② 前項に定めるほか、特別の苛酷な事情がある場合には、申立てにより、引き続き職務を行うことを免ずる

ことができる。

③ 高等裁判所に属する部は、第一項第一号、第二号及び第四号の場合には、地方裁判所の部長の申立てにより、第一項第三号及び第五号並びに前項の場合には、当該市民裁判員の申立てにより、裁判をする。この裁判は、当該市民裁判員を尋問して、決定で行う。この裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

④ 前項は、第一七条第二項の場合に準用する。

⑤ 高等裁判所に属する部は、控訴が第一五条第二号により提起されたとき、及び被告人が確定判決をもって免訴の宣告を受け、又は無罪の言渡しを受けたときは、当該市民裁判員の申立てにより、第三項による裁判を取り消さなければならない。

第一九条〔選任〕

市民裁判員は、地方裁判所ごとに候補者名簿(第二二条)に基づき選任委員会によって二年の任期をもって選任される。再任を妨げない。

第二〇条〔選任委員会〕

① 各地方裁判所に、市民裁判員を選任するための委員会を置く。

② 委員会は、委員長としての地方裁判所の部長、陪席委員としての都道府県により指名された一人の行政官及び七人の委託委員からなる。委託委員及びその代理人七人は、当該地方裁判所の管轄区域の住民の中から、都道府県議会若しくは都道府県議会によって指定された都道府県議会委員会により、又は都道府県条例の定めるところにより、選任される。委託委員及びその代理人は、市民裁判員としての任用要件を充たすことを要する。都道府県は、行政官の指定の権限について、規則によって第一文の規定と異なる定めをすることができる権限を有する。都道府県は、この権限を都道府県の最上級行政庁にゆだねることができる。

③ 委員会は、少なくとも委員長、行政官及び三人の委託委員が出席するとき、議決をすることができる。

第二条（市民裁判員の員数）

各地方裁判所に必要な市民裁判員の員数は、部長が、あらかじめ各員の招集が年間二十通常開廷日以下にとどまるように定める。

第二条（候補者名簿）

郡及び郡に含まれない市町村（東京都の特別区を含む。以下単に「市町村」という。）は、四年ごとに、市民裁判員の候補者名簿を作成する。委員会は、各市町村に、候補者名簿に記載されるべき候補者の員数を定める。この場合には、第一条の規定により必要とされる市民裁判員の三倍の数を基礎としなければならない。無作為に抽出された候補者のうち、名簿への登載については、市町村の議会の議員の法定数の三分の二以上の同意を必要とする。候補者名簿には、候補者の氏名のほか、出生地、出生日及び職業を記載するものとする。候補者名簿は、管轄地方裁判所の部長に送付しなければならない。

第二三条（選任手続）

① 委員会は、三分の二以上の多数決をもって、候補者名簿から相応な員数の市民裁判員を選任する。

② 従前の市民裁判員は、改選の時まで、その職にあるものとする。

第二四条（招集順序と予備名簿）

① 地方裁判所に属する部の幹部会は、事業年度の開始に先立ち、市民裁判員を法廷に招集する順序を定める。各部のために、十二人以上の氏名を記載することを要する名簿を作成しなければならない。

② 予測することができない支障のある場合に代理人を招集するために、裁判所所在地又はその周辺に居住する市民裁判員からなる予備名簿を作成することができる。

第二五条〔補償手当〕

市民裁判員及び委託委員(第二〇条)は、市民裁判員の補償手当に関する法律の規定に従って、補償手当を受領する。

第二六条〔過料〕

① 市民裁判員が、十分な免責の理由がないにもかかわらず、所定の日時に法廷に在廷せず、又はその他の態様でその義務を怠ったときは、その者を過料に処すことができる。右の場合に、義務を怠ったことにより生じた費用の負担を同時に課すことを妨げない。

② 裁判長が前項の決定をする。後に免責がなされたときは、裁判長は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第二七条〔高等裁判所での市民裁判員〕

高等裁判所での市民裁判員について、第一三条から第二六条までの規定を準用する。

第四章 行政事件の分配及び管轄

第二八条〔事件の分配〕

① 提訴を受けた事件(行政事件、憲法事件、民事事件、刑事事件等を総称して、以下本章では「事件」という。)の管轄裁判所への分配は、訴訟係属後に生じた事情の変更によっては、影響を受けない。訴訟係属中はいずれの当事者もその事件を他の裁判所に係属させることはできない。

② 適法な分配を受けた事件の裁判所は、問題となっている法的観点すべてを考慮して、その法的紛争を裁判する。

第二九条〔事件の分配についての裁判〕

① 一の裁判所が、提訴を受けた事件の分配について、確定判決で、適法としたとき、他の裁判所はこの裁判に拘束される。

② 提訴を受けた事件の分配が不適法であるとき、裁判所は、職権により、当事者を尋問したのち、これを言渡し、同時にその法的紛争を、適法な分配をした事件につき管轄裁判所に移送する。数個の裁判所が管轄権を有するとき、原告又は申立人の選択する裁判所に移送する。その者が選択しないときには、裁判所がこれを決める。この決定は、その事件の分配に関して、その法的紛争の移送を受けた裁判所を拘束する。

③ 提訴を受けた事件の分配が適法であるとき、裁判所はまずその旨を言い渡す。一の当事者が事件分配の適法か否かについて責問するとき、裁判所はあらかじめ裁判をしなければならぬ。

④ 第二項及び第三項の規定による決定は、口頭弁論を経ないで行う。その決定には理由を付さなければならぬ。この決定に対しては、それぞれ適用されるべき訴訟法の規定により、即時抗告をすることができる。当事者は、高等裁判所の決定に対する抗告を最高裁判所に提起することができる。ただし、この抗告がその決定のなかで受理されている場合に限る。抗告は、その法律問題が基本的な意義を有するとき、又はその裁判所が最高裁判所の判例と相反する判断をするとき、受理しなければならない。

⑤ 本案の裁判に対する上訴を裁判する裁判所は、その控訴を受けた事件の分配が適法か否かについて、審理しない。

第三〇条〔行政事件の分配〕

① 行政裁判権のある部への行政事件の分配は、事件が法律により明文をもって他の裁判所に分配されている場合を除いて、憲法上の争訟を除くすべての公法上の争訟（これを、「行政事件」という。）につい

て、行われる。

② 公共の福祉のためにする犠牲的行為に基づく財産権上の請求及び公法上の寄託に基づく財産権上の請求並びに公法契約に基因しない公法上の義務違反に基づく損害賠償請求については、民事事件として権利保護を受ける。公務員法の特別規定及び違法な行政行為の撤回を理由とする財産的損失の填補を求める訴えについても、同様とする。

第三条 (移送の効果、費用)

① 移送決定の確定後、その法的紛争は、決定で表示された裁判所への書類の到達と同時に係属する。訴訟係属の効力は依然としてそのままである。

② 法的紛争が別な裁判所に移送される時、先行の裁判所における手続の費用は、当該法的紛争の移送を受けた裁判所で生じた費用の一部として取り扱われる。これにより生じた追加の費用は、原告が本案で勝訴するときも、原告もまた分担しなければならない。

第三二条 (取消しの訴え・義務づけの訴え)

① 訴えにより、行政行為の取消し(取消しの訴え)並びに拒否された行政行為又は不作為の行政行為の発給を求める判決(義務づけの訴え)を請求することができる。

② 法律に別段の定めがある場合を除くほか、原告が行政行為又はその拒否若しくはその不作為によりその権利を侵害されていると主張するときに限り、訴えは適法とする。

③ 行政委員会及び裁判外紛争処理機関のした裁決は、別に法律で定めがある場合を除くほか、行政行為として取り扱う。

第三三条 (確認の訴え)

① 訴えにより、原告が即時の確認について正当な利益を有するときは、法律関係の存否又は行政行為の無効若しくは不作為の違法（第六八条）の確認を請求することができる（確認の訴え）。

② 原告が形成の訴え又は給付の訴えによりその権利を訴求することができるとき又はこれを訴求することができたときには、確認は請求できない。ただし、行政行為の無効の確認を請求するときは、この限りでない。

第三四条〔訴えの客観的併合〕

原告は、数個の訴えの請求が同一の被告に向けられ、互いに関連しており、かつ、同一の裁判所の管轄に属するときは、これらの請求を一の訴えですることができる。

第三五条〔行政庁の手続行為に対する権利救済〕

行政庁の手続行為に対する権利救済は、本案の行政行為に対して許される権利救済と一緒にのみ同時に主張することができる。ただし、行政庁の手続行為が執行されうる場合又は当事者以外の者に対してなされる場合は、この限りでない。

第三六条〔地方裁判所の事物管轄〕

地方裁判所に属する部は、行政事件の分配を受けるすべての争訟について、法律に別段の定めがある場合を除くほか、第一審として裁判をする。

第三七条〔高等裁判所の審級管轄〕

高等裁判所に属する部は、次に掲げる上訴について、裁判をする。

一 地方裁判所に属する部の判決に対する控訴

二 地方裁判所に属する部のその他の裁判に対する抗告

第三八条〔内部行為統制手続に関する高等裁判所の管轄〕

① 高等裁判所に属する部は、その裁判権のある範囲において、納税者たる資格その他の資格で提起する申立てにより、とくに、次に掲げる行政内部行為の合法性について、裁判をする。

一 国の納税者の申立てにより、会計検査院法第二九条の規定に基づく検査報告、同法第三四条に規定する是正改善の処置命令又は同法三五条第二項に規定する措置について、その各目的物

二 地方公共団体の住民の申立てにより、地方自治法第二四二条の二の規定に掲げる措置

② 行政内部行為若しくはその執行によって自己の権利を侵害され、又は近い将来に侵害を受けるであろう旨を主張するすべての自然人又は法人及びすべての行政庁は、その内部行為を知った日から二年以内に申立てを提起することができる。この申立ては、その内部行為をした国、地方公共団体その他の公法上の法人を被申立人とする。高等裁判所に属する部は、行政内部行為によりその権限に影響を受ける国、地方公共団体その他の公法上の法人に対して、指定する期間内に意見を述べる機会を与えることができる。

③ 行政内部行為が専ら他の裁判所によって、その合法性について審理をうけることが法律に定められている場合を除いて、高等裁判所に属する部は、その内部行為が法律又は条例に適合するか否かについて審理する。

④ 行政内部行為の合法性を審理する手続が他の裁判所に係属している場合には、高等裁判所に属する部は、その裁判所における手続が完結するまで弁論を中断することを命ずることができる。

⑤ 高等裁判所に属する部は、判決で、又は口頭弁論を不要と認めた場合には決定で、裁判をする。高等裁判所に属する部は、その行政内部行為が合法でないとの心証を得たとき、これを違法と宣言する。この場合には、この裁判は、一般的な拘束力を有し、かつ、その裁判書は、被申立人により公示されなければならない。第一項第一号及び第二号に掲げる行政内部行為について確認された瑕疵が、被申立人によって是正されることができるとき、高等裁判所は、当該瑕疵が是正されるまで当該行政内部行為を合法でないと宣言する。第三文を準用しな

ければならない。

⑥ 重大な不利益を予防するため、又はその他の重大な事由により急速の必要があるとき、裁判所は、申立てにより、仮処分を命ずることができる。

第三十九条 「規範統制手続に関する高等裁判所の管轄」

① 高等裁判所に属する部は、その裁判権のある範囲において、申立てにより、次に掲げる法規定又は行政規定の有効性について裁判をする。

一 法律に定める委任に基づき制定される政省令その他の法規定

二 政省令がこれを定める限りにおいて、政省令の下位にある告示その他の法規定

三 法律に定める委任に基づき制定される条例

四 条例がこれを定める限りにおいて、条例の下位にある規則その他の法規定

五 国家行政組織法第一四条第二項の規定に基づく訓令又は通達（以下、「行政規定」という。）

② 前項に掲げる法規定及び行政規定若しくはその適用によって自己の権利を侵害され、又は近い将来に侵害を受けるであろう旨を主張するすべての自然人又は法人並びにすべての行政庁は、当該法規定及び行政規定を知るに至った日から二年以内に申立てを提起することができる。この申立ては、その法規定及び行政規定を公布した国、地方公共団体その他の公法上の法人を被申立人とする。高等裁判所に属する部は、法規定及び行政規定によりその権限に影響を受ける国、地方公共団体その他の公法上の法人に対して、指定する期間内に意見を述べる機会を与えることができる。

③ 法規定及び行政規定が専ら他の裁判所によって、その有効性について審理をうけうることが法律によって定められている場合を除いて、高等裁判所に属する部は、その法規定及び行政規定が法律又は条例に適合するか

否かについて審理する。

④ 法規定及び行政規定の有効性を審理する手続が他の裁判所に係属している場合には、高等裁判所に属する部は、その裁判所における手続が完結するまで弁論を中断することを命ずることができる。

⑤ 高等裁判所に属する部は、判決で、又は口頭弁論を不要と認めた場合には決定で、裁判をする。高等裁判所に属する部は、法規定及び行政規定が有効でないとの心証を得たとき、これを無効と宣言する。この場合には、この裁判は一般的な拘束力を有し、かつ、その裁判書は、その法規定及び行政規定が公告された場合と同様の方法をもって、被申立人により公示されなければならない。第一項第一号から第五号までに掲げる法規定及び行政規定について確認された瑕疵が、同法に規定される改正手続によって除去されることができるとき、高等裁判所は、当該瑕疵が除去されるまで当該法規定及び行政規定を有効でないと宣言する。第三文を準用しなければならない。

⑥ 重大な不利益を予防するため、又はその他の重大な事由により急速の必要があるとき、裁判所は、申立てにより、仮処分を命ずることができる。

第四〇条〔計画策定手続に関する高等裁判所の管轄〕

① 高等裁判所に属する部は、次に掲げる事項に係る争訟すべてについて、第一審として裁判をする。

一 特定の地域の住民の権利を侵害し、又は近い将来に侵害を及ぼすであろう計画策定手続。

二 前号に掲げる計画策定にかえて賦与される認許可、並びにその計画にとって必要な認許可及び許可全体その認許可と許可が、その計画と空間上の及び事実上の関連性を有している附属施設に係わっている場合にも、同様とする。

② 高等裁判所は、公安審査委員会の行う破壊活動防止法第七条の規定による解散指定及び同法第五条第一項

の規定による処分並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第八条第二項の規定による禁止処分に対する訴えについて、さらに第一審として裁判をする。

第四条〔最高裁判所の管轄―上訴〕

最高裁判所は、次の上訴について裁判をする。

- 一 第一三四条の規定による高等裁判所の判決に対する上告
- 二 第一三六条及び第一三七条の規定による地方裁判所の判決に対する上告
- 三 第九六条第三項及び第一三五条第一項の規定による抗告

第四条〔始審かつ終審の最高裁判所の管轄〕

① 最高裁判所は、国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間における、行政事件について、始審かつ終審として裁判をする。

② 最高裁判所は、前項の規定により、法的紛争を憲法上のものと認めるときは、憲法裁判権のある部の最高裁判所にその事件を移送する（第一七三条）。

第四条〔結社禁止の訴えに関する手続の中断〕

① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第八条第二項の規定による禁止処分に代わり、その団体が破壊活動防止法第七条第二項の規定による解散指定をうけ、解散指定が執行されなければならない場合には、その禁止処分に対する訴えの手続は、解散処分に対する訴えについての裁判がなされるまで、中断しなければならない。

② 最高裁判所の裁判は、前項の場合において、高等裁判所を拘束する。

第五章 土地管轄

第四四条 (地方裁判所の土地管轄)

土地管轄は、次のとおりとする。

一 不動産又は土地の上にある権利若しくは法律関係に関連する争訟については、その財産又は土地の所在する管轄区域の地方裁判所が、専属的に土地管轄を有する。

二 行政庁又は地方公共団体その他の公法上の法人のした行政行為に対する取消の訴えについては、第一号及び第四号の場合を除くほか、その行政庁、地方公共団体その他の公法上の法人の所在地を管轄区域とする地方裁判所が、土地管轄を有する。第一文の場合には、義務づけの訴えについても、同様とする。ただし、出入国管理及び難民認定法の規定による争訟については、外国人が出入国管理及び難民認定法により有する居所を管轄区域とする地方裁判所が、土地管轄を有する。これによっても、土地管轄が認められない場合には、第三号の規定により土地管轄を定める。日本国の外交使節及び領事の外国代表の管轄に属する領域における日本国に対する訴えについては、日本国の所在地を管轄区域とする地方裁判所が土地管轄を有する。

三 他のすべての取消の訴えについては、第一号及び第四号の場合を除くほか、行政行為がなされた管轄区域の地方裁判所が土地管轄を有する。数個の地方裁判所の管轄区域にまたがって管轄権を有する一つの行政庁が行政行為をした場合、又は数個の都道府県若しくはすべての都道府県に共通する一つの行政庁が行政行為をした場合には、不服のある者の所在地又は住所のある管轄区域とする地方裁判所が、管轄権を有する。行政庁の管轄領域内に所在地又は住所がないときは、第五号の規定により管轄を定める。第一文及び第二文の場合には、義務づけの訴えについても、同様とする。

四 現在又は過去の公務員関係又は社会保険関係若しくは社会保障関係に基づく公法上の法人又は行政庁に対

する訴えすべてについて、及びそのような関係の成立に関連する争訟については、原告の就業場所、就業場所のないときは原告の住所を管轄区域とする地方裁判所が、土地管轄を有する。原告が勤務地又は原行政行為をした行政庁の管轄区域内に勤務地又は住所を有しない場合、この行政庁の所在地を管轄区域とする地方裁判所が、土地管轄を有する。第一文、第二文及び第四文の場合には、義務づけの訴えについても同様とする。

五 その他のすべての場合には、被告がその所在地又は住所、住所のないときはその者の居所、居所がないときは最後の住所又は最後の居所を有する管轄区域とする地方裁判所が、土地管轄を有する。

第四五条〔管轄裁判所の指定〕

① 直近上級裁判所が、次の場合に、行政裁判権内で管轄裁判所を指定する。

- 一 本来の管轄裁判所が、具体の事案において、法律上又は事実上の障害により裁判権を行使できないとき。
- 二 二以上の裁判管轄区域の境界に関して、いずれの裁判所がその法的紛争を管轄するか明らかでないとき。
- 三 裁判籍が第四四条の規定により定まり、二以上の裁判所が管轄権を有すると考えられるとき。

四 二以上の裁判所が、確定裁判をもって、管轄権を有することを宣言したとき。

五 二以上の裁判所が、確定裁判をもって、管轄権を有しないことを宣言し、かつ、そのうちの一つの裁判所が、その法的紛争について管轄権を有するとき。

② 第四四条の規定により土地管轄がない場合には、最高裁判所が管轄裁判所を指定する。

③ 法的紛争の当事者及び法的紛争を取り扱う裁判所は、上級審の裁判所に、管轄裁判所の指定を申請することができる。申請を受けた裁判所は、口頭弁論を経ないで裁判をすることができる。

第三編 手続

第一章 一般的手続規定

第四六条〔裁判所職員の除斥及び忌避〕

- ① 裁判所職員の除斥及び忌避については、民事訴訟法第二三条から第二七条までの規定を準用する。
- ② 先行の行政手続に関与した者も、裁判官又は市民裁判員の職務の従事から除斥される。
- ③ 裁判官又は市民裁判員が、その手続の結果により影響を受ける団体の代表者であるときは、常に民事訴訟法第二四条第一項に規定する裁判の公正を妨げるべき事情があるものとする。

第四七条〔送達〕

- ① 期間の進行を開始させる命令及び裁判並びに期日の指定及び呼出は、送達しなければならない。ただし、告知は、明文で定められた場合に限り、送達しなければならない。
- ② 送達は、職権により、民事訴訟法第九八条から第一一三条まで及び民事訴訟規則第三九条から第四七条までの規定に従って行う。
- ③ 国内に居住しない者は、民事訴訟法第一〇八条の規定にかかわらず、要求により、送達代理人を任命しなければならない。

第四八条〔多数当事者手続における公示送達〕

- ① 五十人以上の者に対し同一の告知が必要である場合、裁判所は、それ以降の手続を公示送達による告知を命ずることができる。いずれの日刊新聞にその公示送達が公にされるかは、決定で指定しなければならない。その場合、その裁判の効力が及ぶであろうと見込まれる地域において普及している日刊新聞が、あらかじめ考慮に

入れられなければならない。その決定は当事者に送達されなければならない。当事者は、それ以降の告知がいかなる態様でなされるか、そしていつその書類が送達したものとみなされるかについて、摘示を受けなければならない。裁判所はその決定をいつでも取り消すことができる。第一文の要件が具備しないか又ははもや具備しない場合、裁判所はその決定を取り消さなければならない。

② 公示送達の場合、告知されるべき書類は、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報において及び前項第二文による決定で指定された日刊新聞において公示しなければならない。裁判の公示送達の場合、裁判書及び上訴の教示の掲示及び公示で足りる。当該書類に代えて、通知書を掲示又は公示することができる。その通知書には、当該書類を閲覧できること及び閲覧できる場所が記載される。期日指定又は呼出状は完全な文面により掲示又は公示することを要する。

③ 公示送達は、前項の規定により官報に公示された日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。このことは、あらゆる公示において摘記されなければならない。裁判の公示送達後に、当事者は、書面によりその正本を請求することができる。同様に、このことを公示において摘記しなければならない。

第九九条〔期間〕

① 期間の進行は、別段の定めがない限り、送達をもって開始し、送達が定められていないときは、公示又は告知をもって開始する。

② 期間については、民事訴訟法第九五条から第九七条までの規定を適用する。

第五〇条〔権利救済の教示〕

① 上訴又はその他の権利救済のための期間は、当事者が、その権利救済、権利救済を申し立てるべき行政庁又は裁判所、その所在地及び遵守されるべき期間について、書面で教示を受けたときに限り、進行を開始する。

② 教示がなされないと、又は誤つてなされたときは、権利救済は、送達、公示又は告知の時から一年以内に限り、提起することが許される。ただし、不可抗力により一年の期間の経過前に提起することができなかったとき、又は権利救済が許されない旨の教示書が交付されたときは、この限りでない。不可抗力の場合には、第五条第二項の規定を準用する。

第五条 (「行政庁の教示義務」)

行政庁は、不服を申し立てることができる行政行為を書面でするとき、その行政行為に対して認められる権利救済、権利救済を申し立てるべき機関及び期間を、当事者に教示する教示書を交付しなければならない。

第二条 (「期間徒過の原状回復」)

① 故意又は過失なくして法定の期間の遵守が妨げられた者は、申立てにより、原状回復を認められなければならない。

② 申立ては、障害がやんだ日から二週間以内に起こさなければならない。申立てを根拠づける事実、申立てをする際に、又は申立てに関する手続において、疎明しなければならない。懈怠した法的行為は、申立て期間内に追完しなければならない。追完がなされたときは、原状回復は、申立てがなくても許すことができる。

③ 懈怠した期間の末日から一年を経過した後は、申立ては許されない。ただし、不可抗力により一年の経過前に申立てをすることができなかったときは、この限りでない。

④ 懈怠した法的行為について判断しなければならない裁判所が、原状回復の申立てについて裁判をする。

⑤ 原状回復に対しては、不服を申し立てることができない。

第五三条 (「当事者能力」)

① 次に掲げる者は、手続に参与する能力を有する。

一 自然人及び法人。

二 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの。

三 行政庁。ただし、他の法律が行政庁と同じに扱うこととしている団体、組織を含むものとする。

② 民事訴訟法第二九条及び第三〇条の規定を準用する。

第五四条 〔訴訟行為能力〕

① 次に掲げる者は、訴訟行為をする能力を有する。

一 民法による行為能力者。

二 民法による制限能力者。ただし、民法又は公法の規定により、手続の目的につき、行為能力がある者として承認されている範囲に限る。

② 民法第四條、第九條、第一二條、第一六條及び第一九條の規定による同意の留保が手続の対象となつてい
る場合において、行為能力のある後見人又は成年後見人、保有人、補助人が民法の規定によりその被後見人、成
年後見人、被保在人又は被補助人の同意を得ずに行爲することができ、又は公法の規定によつて行為能力ある
ものとして承認されている範囲に限り、訴訟行為をする能力を有する。

③ 人格のない社団等及び行政庁のために、その法定代理人、理事又は特別受託者が行為をする。

④ 民事訴訟法第三一條から第三七條までの規定を準用する。

第五五條 〔当事者〕

手続の当事者とは、次の者をいう。

一 原告

二 被告

三 訴訟参加人 (第五七条)

第五六条 (訴えの主観的併合)

共同訴訟に関する民事訴訟法第三八条から第四〇条までの規定を準用する。

第五七条 (訴訟参加)

① 裁判所は、裁判の結果によりその者の権利に影響を与える第三者があるときは、手続がなお確定裁判をもつて終結せず、又は上級審に係属している限り、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもって、その第三者をその訴訟に参加させることができる。

② 第三者が争いとなつている法律関係に関与している場合、裁判が第三者に対しても合一にのみなされうるように、その第三者をその訴訟に参加させなければならない (必要的訴訟参加)。

③ 前項により五十人以上の者からなる参加が考えられるとき、裁判所は、一定の期間内に参加を申立てる者のみがその訴訟に参加しうる旨を、決定で、命じることができる。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。その決定は、官報で告知されなければならない。その他、その決定は、その決定が効力を及ぼすと見込まれる地域で普及している日刊新聞に公示されなければならない。その期間は、官報上での公示以降三月以上でなければならない。日刊新聞上での公示では、期間が経過する日に通知されなければならない。期間の懈怠の場合における原状回復について、第五二条が準用される。裁判所は、申立てがない場合であっても、裁判の結果により著しく影響を受ける者を、その訴訟に参加させるものとする。

④ 参加決定は、すべての当事者と訴訟参加人に送達しなければならない。参加決定には、法的紛争の現状及び参加の理由を記載するものとする。参加に対しては、不服を申し立てることができない。

第五八条 (参加人の地位)

参加人は、当事者の申立ての範囲内において、独立して攻撃又は防御の方法を提出し、その他一切の訴訟行為をすることができる。参加人は、必要的訴訟参加の場合に限り、当事者と異なる本案の申立てをすることができる。

第五九条（訴訟代理人及び補佐人）

① 最高裁判所及び高等裁判所においては、各当事者は訴訟代理人を選任することを要する。

一 各当事者は、その者が申立てる範囲において、弁護士又は別に法律で定める法律学の教授を代理人として代理させることを要する。

二 上告の提起並びにその不受理に対する抗告及びこの法律の第三九条第六項及び第九六条第三項の場合における抗告、控訴の受理を求める申立てについても同様とする。

三 国又は地方公共団体及び行政庁は、司法修習生の修習を終えた公務員及び法学士号を取得した上級職公務員によっても代理させることができる。

四 行政手続一般の案件については、別に法律で定める行政法に関する法学修士号を取得した行政書士もまた、授權により訴訟代理権を有する範囲において、高等裁判所において訴訟代理人として、許可することができる。

五 租税の案件については、別に法律で定める租税法に関する法学博士号を取得した税理士及び公認会計士もまた、授權により訴訟代理権を有する範囲において、高等裁判所において訴訟代理人として、許可されるものとする。

六 社会保険及び社会保障の案件については、これらに関連する社会法に関する法学修士号を取得した社会保険労務士もまた、授權により訴訟代理権を有する範囲において、高等裁判所において訴訟代理人として、許

可することができる。

② 地方裁判所においては、当事者は手続のいかなる段階においても、代理人に代理させ、かつ、口頭弁論において補佐人に補佐させることができる。決定により、代理人を選任し、又は補佐人を付けなければならないことを命ずることができる。地方裁判所においては、適切な陳述をする能力があるすべての者は、代理人及び補佐人として出廷することができる。

③ 書面又は口頭による適切な陳述をする能力に欠ける代理人又は補佐人は、却下することができる。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、その限りでない。

④ 代理権は、書面により授權しなければならない。裁判所は職権により授權の瑕疵を釈明しなければならない。代理権は、事後に追完することができる。裁判長又は受命裁判官は、追完の不変期間を定めることができる。代理人が選任されたときは、裁判所の送達又は通知は、その代理人に対してしなければならない。

⑤ 訴訟代理人及び補佐人については、別段の定めがある場合を除いて、民事訴訟法第五四条から第六〇条までの規定を準用する。

第六〇条 (共同代理人)

① 二人以上の者が同一の利害によりひとつの法的紛争に関与している場合で、一人の訴訟代理人に代理させていないときは、裁判所はこれらの者に対し決定で、相当の期間内に一人の共同代理人を選任するよう課題を負わせることができる。ただし、さもなければ、その法的紛争の秩序ある遂行が損なわれるであろう場合に限る。その当事者が、指定を受けた期間内に一人の共同代理人を選任しない場合、裁判所は、決定で、一人の弁護士を共同代理人として選任することができる。当事者は共同代理人によってのみ訴訟行為を行うことができる。第一文及び第三文による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

② 代理人又は被代理人が、書面により、又は裁判所書記官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に意思表示すると同時に、代理権は消滅する。代理人はすべての被代理人に対してのみその意思表示を行うことができる。被代理人がそのような意思表示を行う場合においては、別の代理人の指名が同時に届け出られるときに限り、その代理権は消滅する。

第二章 取消の訴え及び義務づけの訴えに関する特別規定

第六一条 〔不服申立前置手続〕

① 取消の訴えを提起するに先立ち、前置手続において、行政行為の合法性及び合目的性が、審査を受けなければならぬ。ただし、法律が前置手続の不要を定めているとき、又は次に掲げるいずれかのときには、この審査を必要としない。

一 法律が審査を定めている場合を除くほか、行政行為が、国に直属する最上級行政庁又は各都道府県に直属する最上級行政庁によってなされたとき。

二 不服容認裁決又は不服審査裁決がはじめて不服を包含しているとき。

② 行政行為の着手を求める申請が拒否された場合には、義務づけの訴えに前項の規定を準用する。

第六二条 〔不服申立前置手続の開始〕

前置手続は、不服申立の提起により開始する。

第六三条 〔不服申立の形式と期間〕

① 不服申立は、行政行為が不服申立人の知るに至った日から二月以内に、書面により、又は行政庁の作成する調書により、その行政行為をなした行政庁に提起しなければならない。期間は、不服審査裁決をすべき行政庁

に不服申立を提起した場合にも、遵守されたものとする。

② 第五〇条及び第五二条第一項から第四項までの規定を準用する。

第六四条〔聴聞〕

不服申立手続における行政行為の取消又は変更がはじめて不服をもたらす場合には、利害関係人は、その不服容認裁決又は不服審査裁決のなされる前に、聴聞を受けるものとする。

第六五条〔不服容認裁決〕

行政庁は、不服申立てを理由があると認めるときは、不服申立を容認し、かつ、費用について裁決をする。

第六六条〔不服審査裁決〕

① 行政庁が、不服申立を容認しないときは、不服審査裁決をする。不服審査裁決は、次の行政庁がする。

一 法律により別な上級行政庁が指定されている場合を除いて、直近上級行政庁

二 直近上級行政庁が国又は都道府県の最上級行政庁である場合には、行政行為をした行政庁

三 自治行政に関する事案については、法律に別段の定めがない限り、自治行政庁

② 前項の前置手続において行政庁に代えて行政委員会又は裁判外紛争処理機関を置く旨の規定は、影響を受けない。その委員会又は裁判外紛争処理機関は、前項第一号の規定にかかわらず、行政行為をした行政庁にも設置することができる。

③ 不服審査裁決には、理由を付し、権利救済の教示を授け、かつ、これを送達しなければならない。不服審査裁決は、費用を負担する者をも定める。

第六七条〔出訴期間〕

① 取消の訴えは、不服審査裁決の送達から六月以内に提起することを要する。第六一条の規定により不服審

査裁決を必要としないときには、訴えは、行政行為を知った日から六月以内に提起することを要する。

② 行政行為の着手を求める申請が拒否された場合には、義務づけの訴えについて、前項の規定を準用する。

第六八条 「不服審査裁決を要しない訴え—不行為の訴え」

不服申立又は行政行為の着手を求める申請に対し、十分な理由もなく、相当の期間内に、本案の決定がなされていないときは、第六一条の規定にかかわらず、その訴えを適法とする。訴えは、不服申立の提起又は行政行為の着手を求める申請の時から三月を経過するまでは、許されない。ただし、その事案の特別の事情により右の期間の短縮を必要とする場合は、この限りでない。不服申立がまだ決定されず、又は申請に係る行政行為がなされないことにつき、十分な理由があるときは、裁判所は、裁判所の定める期間が経過するまで、その手続を中断する。この期間は、延長することができる。裁判所が定めた期間内に不服申立が認容されるとき、又は右期間内に行政行為がなされるときは、本案が解決された旨を宣言しなければならない。

第六九条 「不服申立手続の排他性」

① 異議申立て又は審査請求手続に関する他の法律の規定は、すべて、この章の規定によって置き換えられるものとする。

② 地方裁判所に対する訴えの要件としての異議申立て又は審査請求手続に関する条例の規定についても、同様とする。

第七〇条 「被告」

① 訴えは、次の者を被告としなければならない。

係争の行政行為をなし、又は申請に係る行政行為をなさなかつた行政庁の属する国、地方公共団体又は公法上の法人。ただし、被告を表示するには、行政庁の記載で足りる。

② はじめて不服をもたらす不服審査裁決がなされたとき(第六一条第一項第二文第二号)、不服審査庁を、前項に規定する行政庁とする。

第七一条 「取消の訴えの対象」

① 取消の訴えの対象は、次の行為である。

一 不服審査裁決にみられる形における原行政行為。

二 不服容認裁決又は不服審査裁決。ただし、これをはじめて不服をもたらすときに限る。

② 不服審査裁決が、原行政行為に対して追加的に独立の不服をもたらす場合に、そしてその範囲において、その不服審査裁決を取消の訴えの単独の対象とすることができる。不服審査裁決が重要な手続規定の違反に基づく限り、この違反もまた追加的な不服とみなされる。

第七二条 「執行停止の効力―即時執行命令」

① 不服申立及び取消の訴えは、執行停止の効力を有する。法律関係を形成する行政行為及び確認する行政行為について並びに二重効果を有する行政行為についても、同様とする(第七三条)。

② 執行停止の効力は、次に掲げる場合に限り、これを生じない。

一 公租公課及び費用の請求並びにその徴収のとき。

二 賦課行為に基づく徴収行為のため、賦課行為の取消の訴えのとき。

三 警察執行官による、執行停止のできない命令及び措置のとき。

四 法律で規定するその他の場合、又は、条例にあっては、条例に規定するその他のとき、とくに投資又は雇用の創出に係る行政行為に対する、第三者の不服申立及び訴えのとき。

五 即時執行が、公益又は一方の当事者の優越的な利益のため、当該行政行為をした行政庁又は不服申立を

裁決すべき行政庁によって、とくに命令されるとき。都道府県が法律に基づき行政執行手続において講じる措置に対して権利救済が提起されている範囲において、その権利救済は執行停止の効果を生じない、旨を都道府県は条例で規定することもできる。

③ 前項第五号の場合において、行政行為の即時執行につき特別な利益が存する理由は、書面により明らかにしなければならない。執行が遅延すれば危険が切迫している場合、とくに生命、健康又は財産に関する差し迫った不利益が生ずる場合において、万一の為に、それが緊急措置であることを明らかにしたうえで、措置を公益のために講じるときは、特別の理由を付すことを要しない。

④ 行政行為をなした行政庁又は不服申立を裁決しなければならない行政庁は、法律に別段の定めがない限り、第二項の場合において、執行を停止することができる。

一 公租公課及び費用の請求並びにその徴収の場合であっても、その行政庁は、担保とひきかえに、執行を停止することができる。公租公課及び費用について、係争の行政行為の合法性について重大な疑いがある場合、又は、執行が、公租公課及び費用の支払義務者の側に不衡平で、優越的な公益により要請されない苛酷な結果を生ぜしめるであろう場合には、申立てにより、停止を行うものとする。

二 賦課行為の執行が停止される場合、徴収行為の執行もまた停止しなければならない。徴収行為の発給は許されている。徴収行為が停止されるとき、担保の提供について、裁判しなければならない。ただし、賦課行為の執行が停止されるとき、担保の提供は明文をもって排除されている。

⑤ 本案の裁判所は、第二項第一号から第四号までの場合において、申立てにより、執行停止の効力をその全部又は一部を命ずることができ、第二項第五号の場合においては、その全部又は一部を回復することができる。その申立ては、取消の訴えの提起前においても適法とする。行政行為が、裁判のときにすでに執行されている場

合には、裁判所は、その執行の取消を命ずることができる。停止効力の回復は、担保の提供又はその他の負担にかからしめることができる。停止効力の回復は、期限を付してこれを行うこともできる。

⑥ 第二項第一号の場合には、前項による申立ては、その行政庁が執行停止を求めるとその全部又は一部につき拒否したときに限り、適法とする。次のいずれかの場合には、その限りではない。

一 その行政庁が、十分な理由を通知せずに、相当な期間内に、その申立てについて、本案を決定しなかつたとき。

二 執行が差し迫っているとき。

⑦ 本案の裁判所は第五項による申立てについてした決定を、いつでも変更又は取消することができる。いずれの当事者も、事情の変更を理由に又は原手続において故意又は過失なく主張しなかつた事情を理由に、その変更又は取消を申立てることができる。

⑧ やむを得ない緊急の場合には、裁判所に代わり裁判長が、裁判をすることができる。

第七三条 (二重効果を有する行政行為の場合の仮の権利保護)

① 第三者が、他の者を名宛人とする、この者にとって授益的な行政行為に対し、権利救済を提起する場合には、行政庁は、次をなすことができる。

一 当該授益者の申立てにより、第七二条第二項第五号により即時執行を命ずることができる。

二 当該第三者の申立てにより、第七二条第四項によりその執行を停止し、そして第三者の権利を保全するために仮処分をすることができる。

② 不利益を受けた者は、その者を名宛人とする不利な行政行為で、第三者にとって授益的なものに対して、権利救済を提起する場合には、行政庁はその第三者の申立てにより、第七二条第二項第五号により即時執行を命

ずることができる。

③ 裁判所は、申立てにより、第一項及び第二項の規定による処分を変更若しくは取消ことができ、又はこのような処置をすることができる。第七二条第五項から第八項までの規定を準用する。

第七四条〔執行停止効果の消滅及び継続〕

① 不服申立及び取消の訴えの執行停止の効果は、不服を申し立てることができなくなると同時に消滅するか、又はその取消の訴えが第一審で棄却されたときには、当該棄却判決に対し許されている上訴の法定理由書提出期間の経過から三月と同時に消滅する。その執行が行政庁により停止されたとき、又は、当該執行停止効果が裁判所により回復若しくは命令されたときも、同様とする。ただし、行政庁が、不服を申し立てることができなくなるまで、その執行を停止したときは、この限りでない。

② 高等裁判所は、申立てにより、当該執行停止の効力をさらに継続することを命ずることができる。

③ 第七二条第五項から第八項までの規定及び第七三条の規定を準用する。

〔後記〕 一九九八年ドイツ行政裁判所法は、とりわけ、規範統制手続きについて、「権利の侵害」概念を導入し、それにより、行政裁判訴訟を統一的に主観訴訟として性格付けている。控訴の制限に関する規定もまた整備されている。

拙稿「二〇〇一年行政事件訴訟法の草案と概説」のうち、次に掲げるように、表現と用語を補正する。

法学研究七四卷一号 八頁一九行下段 終身任命

九頁 二行上段 判事補・

任命
(削除)

九頁 六行上段

九頁 一六行上段

九頁 二三行下段

一〇頁 一三行上段

一〇頁 二六行上段

一五頁 一一行

一五頁 二二行

除斥事由

補償手当

訴訟行為能力

不行為

職権探知主義

終身任命

裁判所法第四二条から第四三条までの

終身任命

判事補・

判事補又は

除斥事由

から除斥する

裁判官

招聘

補償手当

補償手当

、刑事事件等

二二頁 七行

二〇頁 一四行

二〇頁 二行

二〇頁 一行

一七頁 三行

一六頁 八行

一六頁 一六行

一五頁 一三行

欠格事由

日当

訴訟能力

不作為

積極的積明権

任命

憲法第八〇条第一項並びに裁判所法第四〇条から第四二条までの規定及び同法第五〇条の

任命

(削除)

(削除)

欠格事由

に任命することができない

判事

任命

日当

日当

(削除)

移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

移送決定の確定後、その法的紛争は、決定で表示された裁判所への書類の到達と同時に係属する。訴訟係属の効力は依然としてそのままである。

二三頁 六行

二五頁三九条

二五頁三九条

三三頁 五行

三四頁 五行

三七頁 一行

訴えの請求

法規定

行政規定

訴訟行為能力

手続がなお確定裁判をもって終結せず、又は上級審に

被代理人が、書面により、又は裁判所裁判官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に意思表示すると同時に、代理権は消滅する。代理人はすべての被代理人に対してのみその意思表示を行うことができる。被代理人がそのような意思表示を行う場合においては、別の代理人の指名が同時に届け出られるときに限り、その代理権は消滅する。

請求

法規命令

行政命令

訴訟能力

その手続がなお

本人が、書面により、又は裁判所書記官の作成する調書により、代理権の消滅を裁判所に通知する。代理人はすべての本人に関してのみその通知を行うことができる。本人がその通知をする場合においては、別の代理人の任命を通知するものとする。

法学研究七四巻二号 三三頁一〇行

三三頁一二行

地方裁判所に対する訴えは、裁判所書記官の作成する調書によっても、提起することができる。

地方裁判所に対する訴えは、口頭で又はその他の方法により行うことができる。この場合においては、裁判所書記官は調書を作成し、記名押印しなければならない。

謄本

副本